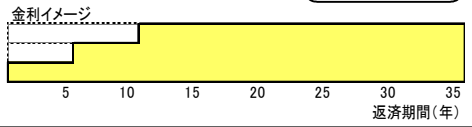
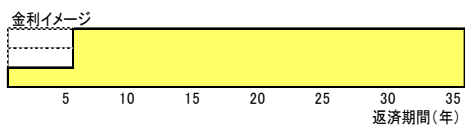


【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅等、質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年**0.25%**引き下げる制度です。

金利引下げの組み合わせ	金利引下げの期間及び幅	住宅の条件*
【フラット35】子育て支援型 × 【フラット35】S (金利Aプラン) 	当初5年間 年▲0.5% 6年目～10年目 年▲0.25%	(1) 認定低炭素住宅 (2) 一次エネルギー消費量等級5の住宅 (3) 性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)* (4) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅 (5) 高齢者等配慮対策等級4以上の住宅(共同住宅の専用部分は等級3でも可) (6) 長期優良住宅 *竣工年月日が平成28年4月1日以後の住宅に限ります。
【フラット35】子育て支援型 × 【フラット35】S (金利Bプラン) 	当初5年間 年▲0.5%	(1) 断熱等性能等級4の住宅 (2) 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅* (3) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅 (4) 免震建築物 (5) 高齢者等配慮対策等級3以上の住宅 (6) 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅(共同住宅等については、一定の更新対策が必要) *建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅(竣工年月日が平成28年3月31日以前の住宅に限る。)および基準適合建築物に認定された住宅(竣工年月日が平成28年4月1日以後の一戸建て住宅に限る。)についても対象となります。

※ 表中の住宅の条件は、「新築住宅・中古住宅共通の基準」です。このほかに中古住宅特有の基準である「中古タイプ基準」があります。「中古タイプ基準」は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。
 (注) 【フラット35】子育て支援型および【フラット35】Sは平成30年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)。また、茂原市の補助金交付等が終了した場合も受付を終了します。詳細は茂原市にお問い合わせください。

毎月の返済額・総返済額の試算(比較)

【試算例】 借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.36%*
 ※ 平成29年10月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信(一般)付き金利の場合で、取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利

最新の金利情報及び取扱金融機関はこちらからご確認ください。



【フラット35】子育て支援型なら【フラット35】より総返済額が約38万円お得！
【フラット35】子育て支援型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用なら【フラット35】より総返済額が約77万円お得です！

	【フラット35】	【フラット35】子育て支援型		【フラット35】子育て支援型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用	
		当初5年間	6年目以降	当初5年間	6年目以降
借入金利	全期間 年1.36%	年1.11%	年1.36%	年0.86%	年1.36%
毎月の返済額	全期間 89,811円	当初5年間 86,232円	6年目以降 89,327円	当初5年間 82,742円	6年目以降 88,829円
総返済額	37,720,831円	37,331,403円		36,943,130円	
【フラット35】との比較(総返済額)	—	▲389,428円		▲777,701円	

取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (注) 上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、火災保険料等は含まれず、別途お客さま負担となります。また、試算結果の数値は概算です。



茂原市と住宅金融支援機構が連携

平成29年10月版

www.flat35.com
 10月からフラット35が変更されました



マイホーム取得をご検討中のみならず

あなたが子育て中なら【フラット35】の金利が低くなるかも!?

当初5年間の借入金利 **年0.25%引下げ**

【フラット35】Sとの併用で、当初5年間 **年0.5%引下げ**

【フラット35】子育て支援型

【フラット35】子育て支援型は、子育て支援に積極的な地方公共団体のマイホーム取得に対する補助金交付等の財政的支援とセットで、【フラット35】の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度です。
茂原市三世代同居等支援事業補助金と【フラット35】の金利引下げのダブルのメリットで、夢のマイホームでの子育てがグッと現実的に。
 ずっと固定金利でずっと先まで見通せる【フラット35】は、子育てを頑張る人みんなの味方です。

茂原市では平成29年7月20日からお取扱い開始となりました。

○茂原市三世代同居等支援事業補助金のご相談は

育てよう! 笑顔と自然と文化のまをを
 茂原市マスコットキャラクター モバロん

茂原市 茂原市建築課 ☎0475-20-1588(直通)

【フラット35】に関するご相談は **住宅金融支援機構** Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間: 9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
 ご利用いただけない場合(国際電話などは、次の番号へおかけください。)
 048-615-0420 (通話料がかかります。)

ご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくためには、茂原市担当窓口から、
【フラット35】子育て支援型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト
(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】子育て支援型利用対象証明書の交付を受けるためには
茂原市三世帯同居等支援事業補助金の要件に適合し、補助金の交付決定を受けることに加え、
【フラット35】子育て支援型の各種各要件に適合する必要があります。

【フラット35】子育て支援型の各種各要件 利用対象証明書は次の2種類のいずれかでご申請いただけます。

(同居)の要件

- 親または子の世帯が市外から転入すること
- 親または子の一方が継続して1年以上市内に居住していること
- 孫がいること(出産予定も含む。18歳に達する日以後の3月31日まで)
- 住宅を、新築・購入すること(中古住宅の購入含む)
- 三世帯同居を5年以上継続すること
- 申請年度の2月末までに、建物登記や工事代金の支払い、茂原市への転入手続きが完了すること
- 共同住宅の場合の床面積が50平方メートル以上、戸建て住宅の場合の延べ床面積が70平方メートル以上であること

(近居)の要件

- 親または子の世帯が市外から転入すること
- 親または子の一方が継続して1年以上市内に居住していること
- 孫がいること(出産予定も含む。18歳に達する日以後の3月31日まで)
- 住宅を、新築・購入すること(中古住宅の購入含む)
- 市内居住を5年以上継続すること
- 申請年度の2月末までに、建物登記や工事代金の支払い、茂原市への転入手続きが完了すること

茂原市三世帯同居等支援事業補助金の補助金額

新築or
建売購入or
中古購入

上限80万円



市内業者
の場合
20万円
可算



上限100万円

補助金の申請方法

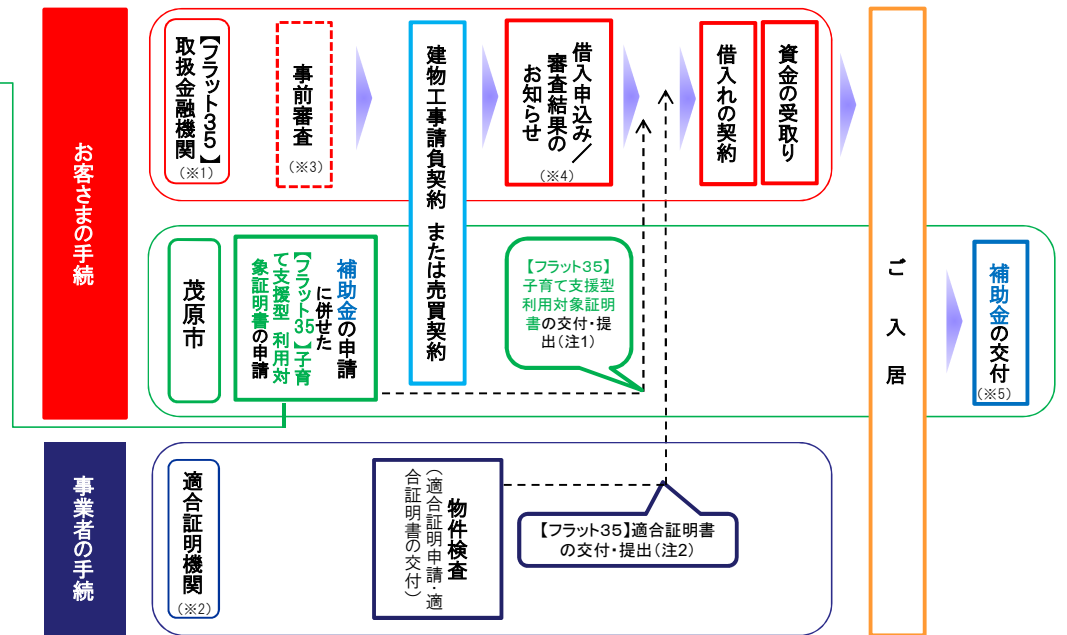
※住宅の建築工事請負契約または売買契約の前にお申し込みください。

- 補助金の申請書に必要書類を添えて、建築課窓口へ直接提出してください。
- 申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

補助金の要件・
申請方法等の
詳細はこちらから
ご確認ください。



ご利用にあたっての各手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、茂原市及び適合証明機関における受付手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。

(※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込み後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4) 借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(※5) 茂原市三世帯同居等支援事業補助金の交付は、ご入居後の手続となります。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率は、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能ですが、ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型を利用する場合には、地方公共団体から【フラット35】子育て支援型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。●【フラット35】子育て支援型および【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

【フラット35】子育て支援型の詳細は、フラット35サイトへ

【フラット35サイト】
www.flat35.com

フラット35

検索

フラット35サイト
QRコード

